

<京都市人権文化推進懇話会委員からの御意見>

1 「京都市人権文化推進計画」に基づく令和元年度取組実績

※回答集約中

2 「京都市パートナーシップ宣誓制度」について

・制度開始に伴い市としてのどのような具体的施策を展開していくか、引き続き議論を深めていく必要があると考える。

・制度は、社会に尊重され、安心して生活できるという心理的な意味が大きいと思う。一方で、日常生活における課題は山積しているが、解決に向けて社会的議論に向かう第一歩となると感じる。

・多様な性的少数者のカップルを包含する定義であり、彼らが遭遇される社会生活上の不利益を解消するための具体策が含まれている、非常に意義のある制度といえる。

・今後の京都市の人権啓発、施策の中に、「家族」といったとき多様な家族が含まれることを念頭に置くようにしてほしいと思う。

・要綱について、制度の趣旨をより明確に記述し、周知啓発していく必要があると思う。

【京都市回答】

要綱第9条(周知啓発)の「宣誓の趣旨」を「京都市パートナーシップ宣誓制度の趣旨」に修正。制度の趣旨については、受領証に記載し、受領証の提示を受けられた方に、理解していただくようにしている。

・手引きのQ14に、受領証の有効期限は、ずっと有効とあるが、宣誓書の保存期間の「10年」とあり、再交付規定もそれを受けている。市の文書管理の規定でそうなっているのかもしれないが違和感がある。

【京都市回答】

保存期間は、京都市公文書管理規則に則っている。受領証は、返還事由に該当しない限り有効であるが、例えば、宣誓書の保存期間が過ぎた後に、宣誓者が受領証を紛失し、再交付を希望される場合は、再度宣誓していただくこととなる。

・第三者によるアウティングの防止、個人情報保護のことがきちんと書かれているのは、安心した。運用においては、市職員をはじめ、民生委員などの地域で支援をされている方への啓発、協力が必要だと思う。

・本人確認書類の表記について、要綱と手引きの表現を同じにした方がよいと思う。

【京都市回答】

意見を踏まえ、要綱と手引きの表記が同じになるよう修正した。

・制度について、住民全体に理解を求められるような説明の場や機会があればよいと感じた。

・本制度が、多様な性の在り方が尊重され、理解と共感が広まることで、宣誓された方々の人生がより豊かなものになる一助となることを期待する。

・対象者の年齢について、現行民法における婚姻可能年齢(男性=18歳、女性=16歳)と同じ条件とはできないものか。

【京都市回答】

本制度は、法律婚とは異なるものである。一定の判断能力を有することが必要と考え、民法上の成年に達していることを要件としている。

・手引きのQ11について、自署不能の理由に限定はないか。また、代筆は誰が行うかが、少しわかりにくいと感じた。

【京都市回答】

自署不能の理由に限定はなく、代筆を誰が行うか等ケースバイケースになるため、手引きのQ11に「個別の事情に応じて、職員が代筆するなど柔軟に対応する」ことを、追記した。